

知っておきたい最新著作権判決例 3

平成 30 年度著作権委員会第 3 部会 安達 陽子

要 約

平成 30 年度著作権委員会第 3 部会において、弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決の一つである。本判決は、独自の染色技術「一竹辻が花」を開発した久保田一竹に関する美術館および着物作品を原告工房より譲り受けた被告が、美術館で販売する作品集等に着物作品その他を複製等した行為につき、原告 A（一竹作品の著作権を相続した一竹の長男）および原告工房（「一竹辻が花」作品を制作する工房）が著作権及び著作者人格権に基づく差し止め及び損害賠償を請求し、写真の著作物を除く美術・言語の著作物について著作権侵害及び著作者人格権侵害（わさびチューブ及び石鯛に関する著作者人格権を除く）が認められた事案である。著作物性の判断（文章・写真）、美術館あるいは作品譲渡時の契約上の留意点（明示又は黙示の利用許諾）、権利制限規定（32 条、47 条）など様々な争点に関し、実務上の参考となり得るものである。

一竹辻が花事件

染色工芸家に関する美術館及び着物作品等の所有権を譲り受けた被告が美術館で販売する商品等に着物作品等を複製等した行為について著作権及び著作者人格権の侵害成否が争われた事例

東地判平 30・6・19 平成 28（ワ）32742
(裁判所 HP)

目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 判旨
4. 解説

1. 事案の概要

(1) 当事者

原告：A ※故久保田一竹の長男

原告：株式会社一竹工房

被告：株式会社 FCF ※一竹美術館を経営する法人

(2) 結論

請求一部認容

(3) 関係条文

著 10 条／著 15 条／著 20 条／著 21 条／著 23 条／
著 26 条／著 26 条の 2／著 27 条／著 32 条／著 47 条

／著 114 条／民 709 条

(4) キーワード

美術の著作物、言語の著作物、写真の著作物、歴史的事実に関する記述、所有権、明示又は黙示の利用許諾、「小冊子」該当性、引用

(5) 概要

「一竹辻が花」と呼ばれる独自の染色技術を開発した故久保田一竹（以下、「故一竹」という）の長男である原告 A は、「辻が花染」の創作者として活動しており、一竹の死後、故一竹の着物作品（以下「一竹作品」という）に関する著作権を単独で相続していた。また、同じく原告である株式会社一竹工房（以下「原告工房」という）は、一竹美術館を設立し、故一竹の染色技術「辻が花染め」を継承する法人である。

平成 18 年頃より原告工房が経営難となり、平成 22 年に民事再生手続きが行われた結果、ロシアの富豪の知人が経営する株式会社 ICF（以下「訴外 ICF」という）に美術館の土地、建物、着物作品等を売却することとなり、平成 22 年 9 月 21 日に不動産等売買契約、同年 10 月 29 日に前記契約に付随する合意として、原告工房が一竹美術館の土地、建物、着物作品を 1 ヶ月間のみ賃借することを主たる内容とする付随合意が締結された。なお、一竹作品等に関する著作権利用については、いずれの契約においても規定されていなかった。

平成 24 年 5 月 29 日に訴外 ICF より一竹美術館の土地、建物、着物作品等の所有権を譲り受けた被告は、美術館で販売する作品集、カレンダー、絵葉書、一筆箋等の商品、美術館の展示案内チラシなどに、一竹作品、制作工程文章、制作工程写真、旧 HP コンテンツ、美術館写真を掲載した。

これに対し、原告らは、著作権及び著作者人格権侵害を理由として、作品集、入場券、しおり、パンフレット等の複製、頒布の差し止め、被告ウェブサイトにおける制作工程文章および HP コンテンツ等の自動公衆送信等の差し止めを求めるとともに、損害賠償金の支払いを求めた事案である。

2. 争点

本件は、以下 10 点の争点があるが、紙幅の都合により、本稿では、制作工程写真及び美術館写真の著作物性の有無（争点 1）及び著作権法 47 条の抗弁（争点 6）についてのみ検討する。

(1) 著作権侵害の成否

ア 著作物性の有無（制作工程写真、美術館写真、制作工程文章及び旧 HP コンテンツについて）（争点 1）

イ 著作権及び著作者人格権の主体（争点 2）

ウ 複製などの成否（争点 3）

エ 明示又は黙示による利用許諾の有無（争点 4）

オ 権利濫用の有無（争点 5）

カ 著作権法 47 条の抗弁の成否（争点 6）

キ 著作権法 32 条 1 項の抗弁の成否（争点 7）

(2) 損害額等（争点 8）

(3) 消滅時効の成否（争点 9）

(4) 差し止めの必要性（争点 10）

3. 判旨

(1) 争点 1（著作物性の有無）

・写真の著作物性判断について

カメラに依存する部分の多い写真の著作物に関する創作性の判断においては、被写体の選択、シャッターチャンス、シャッタースピード・絞りの選択、アングル、ライティング、構図・トリミング等で思想・感情が表現されているかが基準となるが、「撮影および現像の過程で何らかの個性を発揮する余地があることから、証明写真のように撮影・現像のプロセスが自動的、機械的に行われる場合や、被写体をそのまま忠実に

に撮影した場合など、およそ作成者の個性が表れる余地がない場合を除いて、広く創作性が認められて」いる⁽¹⁾。

・制作工程写真の著作物性判断の要旨

本件制作工程写真は、故一竹による「辻が花染」の制作工程の各場面を撮影したものであるところ、これら制作工程写真の目的は、その性質上、いずれも制作工程の一場面を忠実に撮影することであり、そのため、被写体の選択、構図の設定、被写体と光線との関係等といった写真の表現上の諸要素はいずれも限られたものとならざるを得ず、誰が撮影しても同じように撮影されるべきものであって、撮影者の個性が表れないものというべきである。したがって、制作工程写真は、いずれも著作物とは認められない。

・美術館写真の著作物性判断の要旨

美術館写真は、一竹美術館の外観又は内部を撮影したものであるところ、これら美術館写真の目的は、その性質上、いずれも一竹美術館の外観又は内部を忠実に撮影することであり、そのため、被写体の選択、構図の設定、被写体と光線との関係等といった写真の表現上の諸要素はいずれも限られたものとならざるを得ず、誰が撮影しても同じように撮影されるべきものであって、撮影者の個性が表れないものである。したがって、美術館写真は、いずれも著作物とは認められない。

(2) 争点 6（著作権法 47 条の抗弁の成否）

・「小冊子」該当性判断について

著作権法 47 条の「小冊子」とは、観覧者のために展示作品を解説又は紹介することを目的とする小型のカタログ、目録又は図録等をいい、観覧者に頒布されるものであっても、紙質、装丁、版型、展示作品の複製規模や複製態様、展示作品の複製部分と解説・資料部分の割合等を総合考慮して、観賞用の画集や写真集等と同視し得るものは「小冊子」に当たらないと解される。また、「観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする」ものであることを前提としているから、著作物の解説又は紹介以外を主目的とするものや、実際に作品を観覧する者以外に配布されるものは、「小冊子」に当たらないと解するのが相当である。

・被告小冊子の「小冊子」該当性判断の要旨

「ITCHIKU KUBOTA ART MUSEUM」は上質紙に、一竹作品 22 点等が印刷された展示品及び美術館

紹介の小冊子（以下、「被告小冊子」という）であるが、4点は1頁サイズ、1点は2/3頁サイズ等で再現され一竹作品の細部を鮮明に鑑賞できるものとなっている一方、解説部分は小さな文字で、わずかに記載されているだけであり、観賞用の作品集と同視し得る上、著作物の解説又は紹介以外を主目的とするものといえるから、著作権法47条の「小冊子」には当たらない。

・被告パンフレットの「小冊子」該当性判断の要旨

美術館入り口で配布される一竹作品等を表紙デザインとして使用したパンフレット（以下、「被告パンフレット」という）には、作品についての解説や紹介は一切記載されておらず、被告HP上にアップロードされていた日本語以外の英語その他外国語のパンフレットは、実際に作品を観覧する者以外に配布されていた。このため、上記は「観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする」ものではないから、著作権法47条の「小冊子」には当たらない。

・被告特別割引券の「小冊子」該当性判断の要旨

一竹作品等が印刷された特別割引券（以下、「特別割引券」という）は実際に作品を観覧する者か否かにかかわらず、美術館外部で多数人に配布されるものであり、「観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする」ものではないから、著作権法47条の「小冊子」には当たらない。

4. 解説

(1) 写真の著作物性について

本判決では、制作工程写真の目的は「制作工程の一場面を忠実に撮影すること」であり、美術館写真の目的は「一竹美術館の外観又は内部を忠実に撮影すること」であるとして、いずれも「被写体の選択、構図の設定、被写体と光線との関係等といった写真の表現上の諸要素はいずれも限られたものとならざるを得ず、誰が撮影しても同じように撮影されるべきものであって、撮影者の個性が表れないもの」と認定されている。

このように写真の目的が被写体を「忠実に」再現すること等を目安として写真の創作性を判断した過去の裁判例としては、「版画をできるだけ忠実に再現することを目的とする」写真であって「独自に何かを付け加えようとするものではない」として、創作性が否定された「版画写真事件」⁽²⁾等がある。

確かに、「版画」のように二次元の被写体を撮影す

る際は、被写体が欠けた写真や光が反射している写真等ではなく、被写体をそのまま「忠実に再現すること」が目的とされることが一般的であろう。そうであれば、おのずと構図の設定や光量の調節なども限られたものとならざるを得ないため、撮影者の個性を表す余地はなく創作性が否定されることは首肯できる。

しかしながら、本件は人物を含んだ制作工程写真、美術館写真という三次元の被写体を撮影したものであるため、被写体を再現する場合にも、構図の設定、被写体と光線の関係等といった写真の表現上の要素について、一定程度選択の幅があり、被写体の再現方法・結果は一つではなく、個性を表す余地がないとは言い切れないように思われる。

人物写真の著作物性を認めた裁判例としては、例えば、真田広之プロマイド事件⁽³⁾や東京アウトサイダーズ事件⁽⁴⁾等がある。真田広之プロマイド事件では、「被写体の特長をひきだすべく被写体にポーズ、表情をとらせ…シャッターチャンスをつかぎ、ファンの好みそうな表現のときをねらって撮影を行っていること」等から創作性を認められている。なお、被写体のポーズ設定は必ずしも写真の著作物性に必要な要素ではなく、例えば、東京アウトサイダーズ事件において、「家族の写真であっても…父子の姿をとらえたその構図やシャッターチャンスにおいて」創作性を肯定しているように、自然な動きや表情の瞬間を捉える写真についても、写真表現上の要素が限定されるものでなければ創作性は否定されるものではない。本件制作工程写真では、着物作品の制作場所の背景の選択、制作に没頭する故一竹の表情の捉え方、絞り値などに様々な選択肢があり、撮影者の個性に応じて撮影方法は変わり得るものであるため、思想・感情を表現する余地があると考えられる。

また、建築写真の著作物に関する裁判例では、グルニエ・ダイン事件⁽⁵⁾、遮熱材工場内写真事件⁽⁶⁾等において建築の写真に関する創作性が認められている。グルニエ・ダイン事件では、木造住宅のカタログに掲載された写真について、「顧客誘引力あるものとなるよう、構図や光線の照射方法を選択、決定し、調整した上で、撮影…地面がむき出し…カタログに掲載できるような写真とはなっていないかった。…不要なものを消去し、玄関先…などに樹木等を配し、建物周辺にも敷石や樹木等を配するなどのCG出力処理を施した」ことなどにより「被写体の選定、撮影の構図、配置、光

線の照射方法、撮影後の処理等において創作性があるものと認められ」、また、遮熱材工場内写真事件では、「工場内の天井、左側壁面及び前方奥の壁面を主な被写体として、これらを写真全体の3分の2程度に大きく取り入れた構図とし、低いアングルから工場内全体を撮影」し、「天井及び壁面にリフレクティックス製品が使用されている状況並びに同工場内にエアコンが設置されていない状況などを表現するために、上記構図及びアングルを選択した」こと等から創作性が認められている。グルニエ・デザイン事件については、CG処理等が加えられている点は本件と異なるものの、本件美術館写真についても、三次元の被写体を再現する際の構図、光線の照射方法、撮影時刻、アングルなどの選択肢は様々であり、個性を発揮する余地はあるように思料される。

(2) 著作権法47条の抗弁の成否

本判決では、「被告小冊子」については、「上質紙に…1点は1頁サイズ…一竹作品の細部を鮮明に鑑賞できるものとなっている一方、解説部分は小さな文字で、わずかに記載」されるのみであること、「被告パンフレット」は、「一竹作品を表紙デザインとして使用しているところ、作品についての解説や紹介は一切記載されていない」ことから「著作物の解説又は紹介以外を主目的とするもの」となり、「小冊子」性が否定されている。また、日本語以外の「被告パンフレット」は、「被告HP上にアップロードされ…実際に作品を観覧する者以外に配布されている」こと、「被告特別割引券」については、「実際に作品を観覧する者か否かにかかわらず、美術館外部で多数人に配布されるもの」であることから、「観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的」とするものでないとして、「小冊子」性が否定されている。

かかる判断は、レオナルド・フジタ展事件⁽⁷⁾、バーンズ・コレクション事件⁽⁸⁾など従前の裁判例で示され

たものであり、本判決ではこれらの判決の考え方が踏襲されている。

なお、本件でも争点となっているように、デジタル化された展示物の画像がウェブサイトその他で自動公衆送信等される際には、利用の態様、アクセス制限の範囲等によって著作権者に与え得る影響等も異なるため、「必要と認められる限度」かつ「著作権者の利益を不当に害することが無いよう」留意が必要である。どこまでか、「必要と認められる限度」等となるかについては、2019年1月22日に一般社団法人日本美術家連盟、全国美術館会議を含む権利者及び利用者からなる団体により策定された「美術の著作物の展示に伴う複製等に関する著作権法第47条ガイドライン」⁽⁹⁾が関係者の意見を反映させたものとして参考になるであろう。

以上

(注)

- (1) 島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門 第2版』55頁
- (2) 東京地判平成10年11月30日(最高裁HP)〔版画写真事件〕
- (3) 東京地判昭和62年7月10日(最高裁HP)〔真田広之プロマイド事件〕
- (4) 東京地判平成18年12月21日(最高裁HP)〔東京アウトサイダーズ事件〕
- (5) 大阪地判平成15年10月30日(最高裁HP)〔グルニエ・デザイン事件〕
- (6) 東京地判平成20年6月26日(最高裁HP)〔遮熱材工場内写真事件グルニエ・デザイン事件〕
- (7) 東京地判平成元年10月6日(最高裁HP)〔レオナルド・フジタ事件〕
- (8) 東京地判平成10年2月20日(最高裁HP)〔バーンズ・コレクション事件〕
- (9) 一般社団法人日本美術家連盟他5団体「美術の著作物の展示に伴う複製等に関する著作権法第47条ガイドライン」
https://jpca.gr.jp/wp-content/uploads/47jyo_guideline.pdf
 (原稿受領 2019.7.31)